

県有財産売払一般競争入札
(期間入札)のご案内

売払物件

高知市横浜西町1402番6
土地 119.27㎡

入札受付期間

令和8年1月30日(金)から同年2月6日(金)まで

最低売却価格

4,522,000円

高知県土木部道路課

目次

期間入札の流れ	1
物件調書	3
位置図	4
全部事項証明書	5
地積測量図、公図(写)	6
※縮小コピーしていますので、記載された縮尺とは合致しません。	
県有財産売払公告	8
入札心得書	10
一般競争入札の参加者の資格	11
入札保証金について	13
県有財産売買契約書様式	14
電子契約のご案内	21
不動産取得税について	22

添付書類等一覧

- 入札書
- 入札保証金提出書
- 委任状
- 誓約書
- 入札書提出用封筒
- 郵送用封筒

期間入札の流れ

1. 売払公告 令和8年1月26日(月)
2. 現地説明会 令和8年1月30日(金)午後2時
 - 参加を希望される方は、令和8年1月29日(木)午後5時までに高知県土木部道路課までお申し込みください。
高知県土木部道路課 電話番号:088-823-9827
 - 希望者がいない場合は、現地説明は行いません。
 - 現地説明会に不参加の場合でも入札には参加可能ですが、当説明会における各種各事項について、了知されているものとみなします。
※駐車場はありません。
3. 入札書や入札保証金納付書等を交付する場所及び期間
 - 入札書等の必要書類は高知県土木部道路課にて、令和8年1月30日(金)から同年2月6日(金)までの期間に配布します。
4. 入札受付期間 令和8年1月30日(金)から同年2月6日(金)まで
 - 高知県土木部道路課で配布する入札書等の書類を簡易書留で郵送するかまたは直接持参してください。
＜提出していただくもの＞
 - ①入札書(入札書提出用封筒に入れて封をしたもの)
 - ②入札保証金提出書
 - ③振込を依頼した金融機関の納入済印が押印された入札保証金の納付書兼領収書(写し)
 - ④誓約書(法人の場合は役員名簿添付)※代理人が入札する場合は、⑤委任状及び委任者の印鑑証明書
 - 令和8年2月6日(金)午後5時15分必着とします。
 - 売買契約及び登記は入札書に記載された名義で行います。
5. 入札保証金の納付 令和8年2月6日(金)まで
 - 入札保証金は入札金額の5%以上の金額です。
 - 13ページの「入札保証金について」を参照の上、上記3で配布した納付書により納付してください。
6. 落札者の決定 令和8年2月16日(月)
 - 午後2時から高知市丸ノ内1丁目2番20号 高知県庁 本庁舎7階会議室にて開札します。
 - 入札関係者の立会いは自由です。
 - 開札後、入札者には開札結果を文書で通知します。
7. 入札保証金の返還
 - 落札者を除き、落札の日から2週間以内に、指定された金融機関の預金口座に振り込みます。
 - 落札者の納付した入札保証金は、申出により契約保証金に充当できます。
8. 契約の締結(印紙税は落札者に御負担いただきます。)※電子契約を希望される場合は、お申し出ください。
 - 令和8年2月25日(水)までに契約保証金(売買代金の10%)を納付していただき、契約を締結します。
契約保証金は、申出により売買代金に充当できます。
 - 売買代金を即納(契約締結時に全額支払うこと。)する場合は、契約保証金は免除します。
 - 契約締結期限までに契約を締結しない場合は、入札保証金は県に帰属することとなります。
 - (参考事項:契約に必要な書類)※実印をご用意ください。
個人:①印鑑証明書②住民票③本籍地の市町村長の発行する身分証明書④法務局の発行する成年後見人登記証明書(記載のないことの証明) 各1通
法人:①商業登記簿本②印鑑証明書 各1通

9. 売買代金の納付

- 契約日から20日以内に、高知県が発行する納入通知書で納付してください。

10. 所有権移転登記(登録免許税は落札者に御負担いただきます。)

- 売買代金の納付を確認した後、高知県が所有権移転の登記手続を行います。

物 件 調 書

所在地	高知市横浜西町 1402 番 6		
住居表示			
面積	119.27 m ²		
地目	雑種地		
形状	間口：約 18m 奥行：約 6m やや台形 緩傾斜地		
接面道路の幅員及び構造等	東側 幅員約 22m舗装県道(両側歩道含む) 道路台帳 歩道 3.7m×2=7.4m+車道 14.5m=21.9m		
法令に基づく制限	都市計画法	市街化区域	
	建築基準法	用途地域	第二種住居地域
		建ぺい率	60%
		容積率	200%
その他の制限	・建築基準法第 22 条区域		
私道の負担等に関する事項	負担の有無	無	
	負担の内容		
供給処理施設	利用可能な施設	照会先	電話番号
	公営水道	高知市上下水道局	088-832-1132
	供給処理施設の詳細については、各事業所等にお問い合わせください。		
交通機関	バス	瀬戸（とさでん）約 200m	
公共施設等	官庁等	サニーマート瀬戸店 約 950m	
	商業施設	高知市役所 約 6.6 k m	
参考事項	<ul style="list-style-type: none"> ・供給処理施設としては、上水道が敷設されている。 ・最大クラスの地震：震度 6 弱と推定 ・想定津波浸水深：2.0～3.0m (高知県防災マップ-津波浸水予想図参照) ・承役地の設定登記を予定 ・南方に墓地及び山林に隣接 		



国土地理院の電子地形図タイルを使用したものです。

表題部 (土地の表示)		調製	余白	不動産番号	4900001284729
地図番号	N26 52-4-4	筆界特定	余白		
所在	高知市横浜西町			余白	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1402番6	雑種地	119		1402番3から分筆 国土調査による成果 〔令和6年9月26日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和56年5月28日 第19014号	原因 昭和56年1月13日売買 所有者 高知県 順位1番の登記を転写 令和6年9月26日登記



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和8年1月6日
高知地方務局

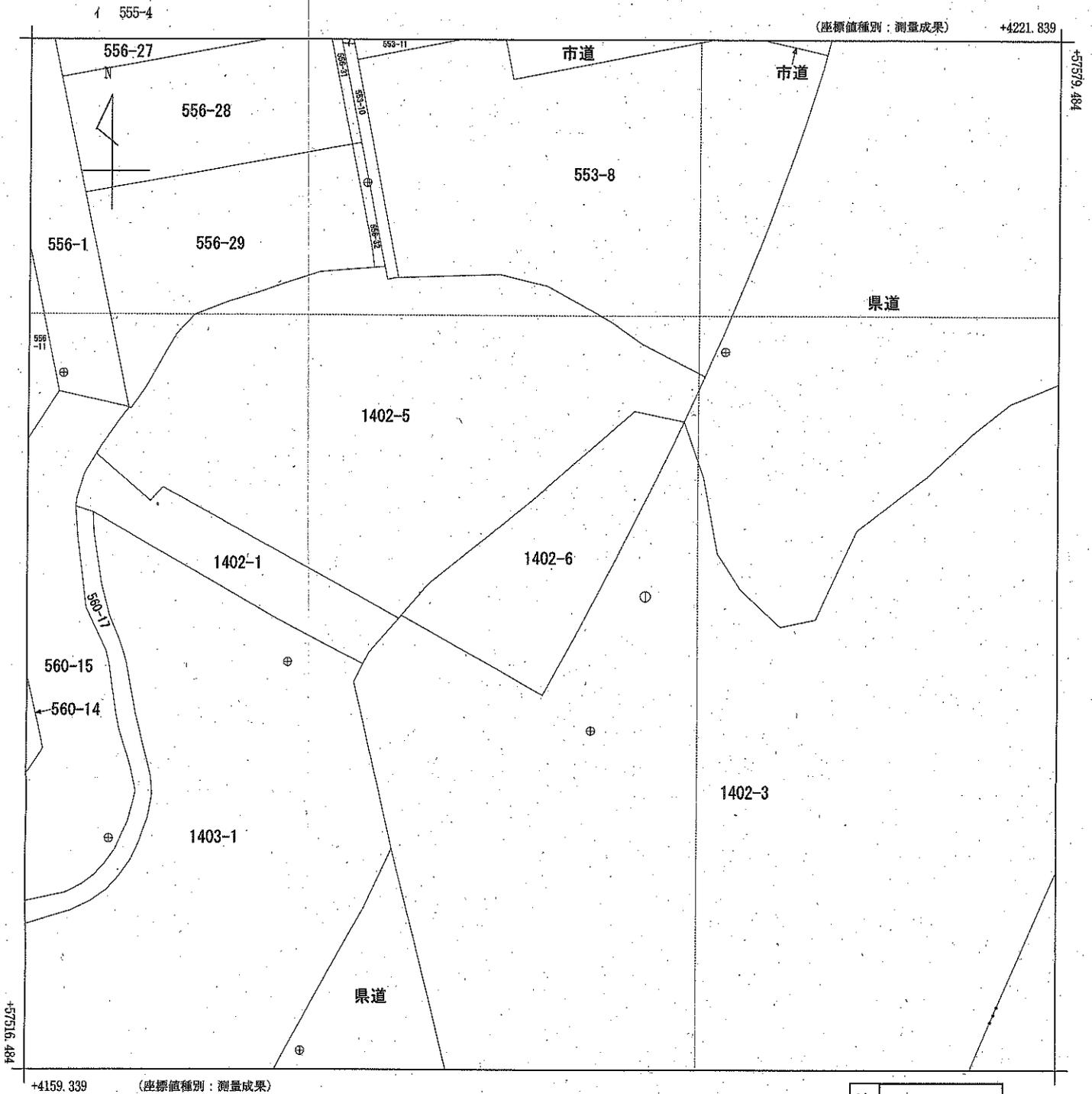
登記官

栗田 晃 功



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。



地番区域見出
横浜西町

請求部	所在	高知市横浜西町				地番	1402番6			
出力縮	1/250	精度区分	甲二	座標系番号又は記号	IV	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日	令和6年9月26日			備付年月日(原図)	令和6年11月1日			補記事項		

県有財産売払公告

下記の県有財産を一般競争入札（期間入札）により売払います。

1 売払物件

所在地	区分	数量	最低売却価格
高知市横浜西町 1402 番 6	土地	119.27 m ²	4,522,000 円

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各号の一に該当する者は、この一般競争入札に参加することができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号の規定に該当する者で、当該事実があった日から 3 年を経過しない者
- (3) 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程（平成 23 年 3 月 10 日高知県訓令第 1 号）第 2 条第 2 項第 5 号に規定する排除措置対象者
- (4) 公有財産に関する事務に従事する職員で、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 3 の規定に該当する者

3 入札心得書及び契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 高知市丸ノ内 1 丁目 2 番 20 号 高知県土木部道路課
- (2) 期間 令和 8 年 1 月 30 日（金）から同年 2 月 6 日（金）まで

4 入札書等の用紙を交付する場所及び期間

3 の（1）及び（2）に同じ。

5 現地説明を行う日時

日	時
令和 8 年 1 月 30 日（金）	午後 2 時

現地説明を希望する者は、令和 8 年 1 月 29 日（木）午後 5 時までに、高知県土木部道路課に申し込むこと。

希望者がいない場合は、現地説明は行わない。

6 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、入札保証金として入札金額の 100 分の 5 以上の金額を、指定された納付方法により納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者を除き、入札者が指定する金融機関の預金口座へ振り込む方法により返還する。この入札保証金には、利子を付さない。

7 入札の方法及び受付期間

(1) 入札方法

入札は、4 の規定により交付を受けた入札書等の用紙を使用し、入札書提出用封筒に入札書のみを入れて封をし、その封筒と入札保証金提出書及び誓約書を郵送用封筒に入れて、高知県土木部道路課管理担当あてに、簡易書留による郵送または直接持参で申し込むものとする。

なお、入札書提出後、入札を取り消すことや入札書の記載内容の変更はできない。

(2) 郵送先

〒780-8570

高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県土木部道路課管理担当 あて

(3) 入札受付期間

令和8年1月30日(金)午前8時30分から同年2月6日(金)午後5時15分まで(必着)

8 開札の日時及び場所

(1) 日時 令和8年2月16日(月)午後2時から

(2) 場所 高知市丸ノ内1丁目2番20号 高知県庁 本庁舎7階会議室

9 契約の締結

(1) 契約締結日は、落札の日から起算して10日以内とし、落札者は、契約締結と同時に契約保証金(契約保証金に代わる担保を含む。)として契約金額の100分の10以上の金額を納めなければならない。ただし、契約締結と同時に売買代金の全額を支払う場合は、契約保証金は全額免除する。この契約保証金には、利子を付さない。

(2) 落札者が、落札の日から起算して10日以内に契約を結ばない場合は、6の入札保証金は県に帰属する。

10 売払代金の納入

契約を締結した者は、当該契約締結の日から20日以内に、県が交付する納入通知書により、当該契約に係る売払代金を県の収納機関に納付しなければならない。

11 入札の無効

2に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び入札心得書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

12 その他

(1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

高知県土木部道路課 高知市丸ノ内1丁目2番20号

電話番号 088-823-9827

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 現地説明に不参加の者が入札に参加した場合は、現地説明における各種事項について了知しているものとみなす。

令和8年1月26日

高知県知事 濱田 省司

入札心得書

- 1 入札参加者は、公売公告及び本心得書を熟読のうえ入札してください。
- 2 入札参加者は、入札に関し、県の担当職員の指示に従ってください。
- 3 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出してください。
- 4 入札参加者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上（円未満切上げ）の金額を銀行振込により県に納め、入札保証金提出書を提出してください。
なお、この入札保証金には、利子を付さないものとします。
- 5 入札保証金は、開札完了後落札者を除き、2週間以内に指定していただいた銀行口座に振込み、還付します。
なお、落札者の入札保証金は売買契約を締結したときに還付しますが、申し出により、契約保証金の全部又は一部に充当することができます。
- 6 入札は、所定の入札書を用いてください。
- 7 入札書には、入札者の住所、氏名（法人にあつては名称及び代表者名）を記入のうえ、必ず押印し、入札金額の頭には、¥を付けて、算用数字を用いて記入してください。代理人が入札する場合は、本人の住所、氏名を記入し、その下に代理人と記載し、住所、氏名を記入して、代理人の印鑑のみを押印してください。
- 8 提出済みの入札書は、その事由のいかんにかかわらず書換え、引換え又は撤回をすることができません。
- 9 次の各号の一に該当する入札は無効とします。
 - (1) 代理人が入札した場合で本人の委任状を提出していないとき。
 - (2) 入札に際し、不正の行為があつたとき。
 - (3) 入札者又はその代理人が同一の入札について2通以上の入札をしたとき。
 - (4) 納付すべき入札保証金を納付していないとき又はこれが不足しているとき。
 - (5) 入札書の氏名（法人にあつては代表者の氏名）その他重要な文字及び証印が誤脱し、又は不明なとき。
 - (6) 入札書の金額を訂正しているとき。
 - (7) 公売公告又は本心得書事項に違反したとき。
 - (8) 入札担当者の指示に従わないとき。
 - (9) 電報による入札
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、入札の条件に違反したとき。
- 10 開札は、入札の終了後、県の指定する場所において行います。
- 11 開札の結果、県の予定価格以上の最高のものをもって入札した者を落札者とします。
ただし、落札者となる同価格の入札者が2人以上ある場合は、くじ引きによって落札者を定めます。
- 12 落札者が、落札決定の日から起算して10日以内に売買契約を締結しない場合は、その落札は無効となり、入札保証金は県に帰属することになります。
- 13 落札者は、売買契約締結の際、契約保証金として契約金額の100分の10以上（円未満切上げ）の金額を納めなければなりません。ただし、契約締結と同時に売買代金の全額を支払う場合は、契約保証金を免除するものとします。
なお、この契約保証金には、利子を付さないものとします。
- 14 契約保証金は、落札者が契約の全部を履行した場合は、遅滞なく契約保証金を還付するものとします。ただし、現金で納付した契約保証金は、落札者の契約保証金を充当する旨の申し出のあつた場合で、落札者が納入通知書に記載された納入期限までに売買代金（契約保証金額を除いた額）を完納したときに売買代金の一部に充当できるものとします。
- 15 売買契約締結後、落札者に対し、売買代金（契約保証金を充当する旨の申し出があつた場合は、契約保証金額を除いた額）について、会計規則第27条の規定により作成した納入通知書を交付するものとします。
- 16 契約保証金は、落札者が納入期限までに売買代金を完納しないとき、又は契約の条項に定める義務を履行しないときは、県に帰属することになります。
- 17 本心得書に定めのない事項は、すべて地方自治法、同法施行令、高知県財産規則、契約規則及び会計規則の定めるところによって処理します。

一般競争入札の参加者の資格

●地方自治法施行令（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項 各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

●高知県暴力団排除条例（抄）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団準構成員(暴力団員以外の者で、暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあつて、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等(法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力するものをいう。)をいう。
- (4) 事業者 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。)又は事業を営む個人をいう。
- (5) 暴力団事務所 暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部分をいう。
(県の事務及び事業における暴力団の排除)

第6条 県は、公共工事その他の県の事務又は事業(次条において「県の事業等」という。)により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者を県が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

●高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程（抄）

（定義）

第2条 この規程において使用する用語の意義は、高知県暴力団排除条例において使用する用語の例による。

2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 法人等 法人その他の団体をいう。

(2) 役員等 次に掲げる者をいう。

ア 法人にあつては、代表役員等及び一般役員であつて経営に事実上参加している者

イ 法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者

ウ 個人にあつては、その者及びその使用人(支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者(事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。))をいう。

(3)及び(4) 省略

(5) 排除措置対象者 国からの通達等において特別の定めがあるものを除き、次に掲げるものをいう。

ア 暴力団

イ 暴力団員

ウ 暴力団員等

エ アからウまでに掲げるもの以外のものであつて、次のいずれかに該当するものとして知事が認めるもの

(ア) 役員等が暴力団員等に該当するもの

(イ) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用しているもの

(ウ) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの

(エ) 役員等が、自己、その属する法人等若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの

(オ) 役員等が、いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの

(カ) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの

(キ) 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの

(ク) (ア)から(キ)までに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

●地方自治法（抄）

（職員の行為の制限）

第二百三十八条の三 公有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る公有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

2 前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

入札保証金について

入札を希望される方は、道路課で配布する納付書により以下のとおり納付してください。

記

1 納付期間

令和8年1月30日（金）から令和8年2月6日（金）まで

2 納付書について

納付書は高知土木事務所道路管理課で配布します。

配布した納付書に

- ・納入者（＝入札する者）の住所、氏名
- ・金額（入札しようとする金額の100分の5以上（1円未満は切上げ））
- ・合計金額

を記入して、期限までに納付してください。

3 領収書の提出

納付が完了しましたら、振込を依頼した金融機関の納入済印が押印された納付書兼領収書（写し）と入札保証金提出書を入札書とともに高知県土木部道路課管理担当に提出してください。

4 入札保証金の還付

- （1）落札者以外の方には、入札終了後2週間以内に、入札受付時に提出していただいた「入札保証金提出書」に指定された口座への振込により還付します。
- （2）入札保証金の納付後、入札をしない場合にも、入札保証金の還付時期は入札終了後となります。
- （3）落札者が納付した入札保証金は、県有財産売買契約締結後2週間以内に、入札受付時に提出していただいた「入札保証金提出書」に指定された口座への振込により還付します。
- （4）落札者が納付した入札保証金は、申し出により、契約保証金に充当できます。
- （5）還付する入札保証金には利子は付きません。

第1号書式（代金即納売払用）

県有財産売買契約書

収入
印紙

売払人高知県（以下「甲」という。）と買受人（以下「乙」という。）とは、次の条項により高知県有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 甲乙両者は、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

（売買物件及び売買代金）

第2条 甲は、次に掲げる物件（以下「売買物件」という。）を金 円（内訳は、別紙のとおり）をもって乙に売り渡し、乙はこれを買受ける。

所在地	区分	数量	摘要
高知市横浜西町1402番 6	土地	119.27 m ²	内訳別紙のとおり

（契約保証金）

第3条 乙は、この契約締結と同時に契約保証金として金 円を甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金は、第14条及び第15条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

3 第1項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

（代金の支払）

第4条 乙は、売買代金を、甲の発行する納入通知書により令和 年 月 日までにその指定する場所において甲に支払わなければならない。

（所有権の移転及び登記の嘱託）

第5条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納した時に、甲から乙に移転するものとする。

2 乙は、前項により売買物件の所有権が移転した後 日以内に、甲に対し所有権の移転登記を請求するものとし、甲は、その請求により遅滞なく所有権の移転登記を嘱託するものとする。この場合の所有権の移転登記に要する費用は乙の負担とする。

（売買物件の引渡し）

第6条 甲は、売買物件の所有権が移転した日から 日以内で両者の定める日に、当該物件をその所在する場所において乙に引き渡し、乙は、当該物件の受領証を甲に提出するものとする。

2 乙は、売買物件の引受けについては、甲の指示に従わなければならない。

(危険負担等)

第7条 乙は、この契約締結の時から売買物件の所有権移転の時までにおいて、当該物件がその責めに帰することのできない事由により滅失又はき損した場合は、甲に対して売買代金の減免を請求することができるものとし、当該物件の所有権移転の時から引渡しの時までにおいて当該物件が甲の責めに帰することのできない事由により滅失又はき損した場合は、売買代金の減免を請求することができないものとする。

2 甲は、売買物件を現状有姿で売買するものとし、乙は、この契約締結後売買物件に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない事実のあることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(契約保証金の還付)

第8条 甲は、乙が第4条及び第6条第2項に定める義務を履行したときは、遅滞なく第3条第1項に定める契約保証金を乙に還付するものとする。

(契約保証金の帰属)

第9条 甲は、乙が第4条及び第6条第2項に定める義務を履行しないときは、第3条第1項に定める契約保証金を違約金として甲に帰属させるものとする。

(用途制限等)

第10条 乙は、この契約の締結の日から10年間、売買物件を次の各号に掲げる用途に供してはならない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する用途

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これに類する用途

(3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用途

2 乙は、この契約の締結の日から10年間、前項各号の用途に供されることを知りながら、売買物件を第三者に譲渡し、又は貸し付けてはならない。

(暴力団員等からの不当介入に対する通報及び報告の義務)

第11条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団員等（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。第12条の2において同じ。）による不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、その旨を甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、催告することなく、この契約を解除することができる。

(暴力団排除措置による解除)

第12条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 暴力団（高知県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）であると認められるとき。

(2) 役員等（次に掲げる者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団員等である

と認められるとき。

ア 法人にあっては、代表役員等及び一般役員であって経営に事実上参加している者

イ 法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者

ウ 個人にあつては、その者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。））

- (3) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用していると認められるとき。
- (4) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、自己、その属する法人等（法人その他の団体をいう。）若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められるとき。
- (6) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (7) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用していると認められるとき。
- (8) 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用していると認められるとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (10) 第11条に規定する暴力団員等からの不当介入に対する通報及び報告義務を履行しなかったと認められるとき。

（談合等の不正行為があつた場合の解除）

第12条の3 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この解除により乙に損害を及ぼしても甲はその責めを負わないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があつたとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第62条第1項に規定する課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があつたとして独占禁止法第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (3) 乙（法人の場合にあつては、その役員及びその使用人もこれを含む。）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）の規定による刑が確定したとき。
- (4) 納付命令又は排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下この号及び次号において「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）

において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

- (5) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき（公正取引委員会が発した文書によってこの契約を特定できる場合に限る。）。

(違約金)

第13条 乙は、第10条に定める義務に違反した場合又は第12条、第12条の2若しくは前条の規定によりこの契約が解除された場合には、違約金として売買代金の10分の1に相当する額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を甲に支払わなければならない。

- 2 前項に規定する違約金は、次条及び第15条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(損害賠償)

第14条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(談合等の不正行為があった場合の賠償額の予定)

第15条 乙は、第12条の3各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、売買代金の10分の1に相当する額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を、特別の定めがある場合を除き、甲が納入の通知（地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条に規定する納入の通知をいう。次条第1項において同じ。）を発する日の属する月の翌月の末日（当該日が日曜日、土曜日若しくは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日又は12月31日に当たるときは、これらの日の前日をもって当該日とみなす。次条第1項において同じ。）までに支払わなければならない。ただし、第12条の3第3号に該当する場合であって、刑法第198条の規定による刑が確定した場合その他甲が特に認める場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害金と同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対してその超過した損害金にこの契約における売買代金の最終の支払の日の翌日から起算して当該損害金の支払の日までの日数に応じて年3パーセントの割合で計算した額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）の遅延利息を付した額を請求することができる。
- 3 前2項の規定は、売買物件の引渡しをした後においても適用する。

(談合等の不正行為があった場合の違約罰としての違約金)

第15条の2 乙は、第12条の3第1号から第3号までのいずれかに該当する場合は、前条の賠償額の予定とは別に、違約罰としての違約金を、特別の定めがある場合を除き、甲が納入の通知を発する日の属する月の翌月の末日までに支払わなければならない。

- 2 前項の違約罰としての違約金の額は、売買代金の10分の2に相当する額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。以下この項において「違約金額」という。）とする。ただし、乙がこの契約に関し独占禁止法第7条の4第2項若しくは

第3項又は第7条の5第3項の規定による課徴金の減額（以下この項において「課徴金の減額」という。）を受けた事業者（公正取引委員会に対して課徴金減免制度の適用を受けたことを公表することを申し出て、公正取引委員会によって公表された事業者に限る。）である場合は、違約金額にその者が課徴金の減額を受けた割合を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を違約金額から減額した額とする。

3 前2項の規定は、売買物件の引渡しをした後においても適用する。

（乙の文書提出義務）

第15条の3 乙（乙が法人である場合は、その役員及びその使用人もこれを含む。）は、この契約に関して、公正取引委員会、警察、検察庁、裁判所その他公的機関から通知、命令その他の文書（この契約書の規定により甲から発せられた文書を除く。）の交付を受けたときは、直ちに当該文書の写しを甲に提出しなければならない。

2 前項の規定は、売買物件の引渡しをした後においても適用する。

3 前2項の規定は、売買物件の引渡しをした日から起算して5年を経過した日の属する年度の末日まで適用する。

（違約金等の徴収）

第16条 乙がこの契約に基づく違約金、賠償金、損害金又は違約罰としての違約金を甲の指定する期間（第15条に規定する賠償金にあっては同条第1項に、第15条の2に規定する違約罰としての違約金にあっては同条第1項にそれぞれ規定する期間とする。以下この項において同じ。）内に支払わないときは、甲は、乙から遅延日数につき年3パーセントの割合で計算した額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）の遅延利息を徴収する。ただし、計算した遅延利息の額が、100円に満たないときは、この限りではない。

（年当たりの割合の基礎となる日数）

第17条 第15条第2項及び前条の規定による遅延利息の額を計算する場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（契約の費用）

第18条 この契約に要する費用は乙の負担とする。

（疑義の決定）

第19条 この契約に関し疑義のあるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（裁判管轄）

第20条 この契約に関して生じた甲乙間の紛争については、高知地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。ただし、電子契約サービスを利用する場合には、この契約の証として契約内容を記録した電磁的記録を作成し、両者が電子署名を行うものとする。

令和 年 月 日

売払人 高知県
契約担当者 職 氏名 印

買受人 住所
氏名 印

別紙

所在地（旧口座名）	区分	種目	構造	数量	価額
高知市横浜西町1402番6	土地	雑種地		119.27 m ²	

電子契約のご案内

高知県では、様々な契約について、これまでの紙の契約書に加え、電子契約サービスの取扱いを開始します※。**手数料は無料**ですので、ぜひご利用ください！

●電子契約サービスとは、

紙の契約書に印鑑を押す代わりに、インターネット上で電子ファイル（PDF形式の契約書）に署名（タイムスタンプを付与）して契約を締結できるサービスのことです。

インターネットに接続し、メールが受信できるような状況であれば、パソコン・スマホ端末等のいずれからでもご利用できます。

【電子契約の特徴】

①記入や押印が不要！

契約内容はパソコン・スマホ端末に表示され、契約内容を確認して、**承認ボタンをクリックしていただくだけで、契約手続きが完了**します。

②印紙代が不要！

紙の契約書は、契約金額に応じて収入印紙の貼付が必要ですが、**電子契約では収入印紙は不要**となります。利用手数料もありません。

③どこでも契約が可能！

インターネット環境があれば、どこでもご利用できます。契約のために**来庁していただく必要はありません**。

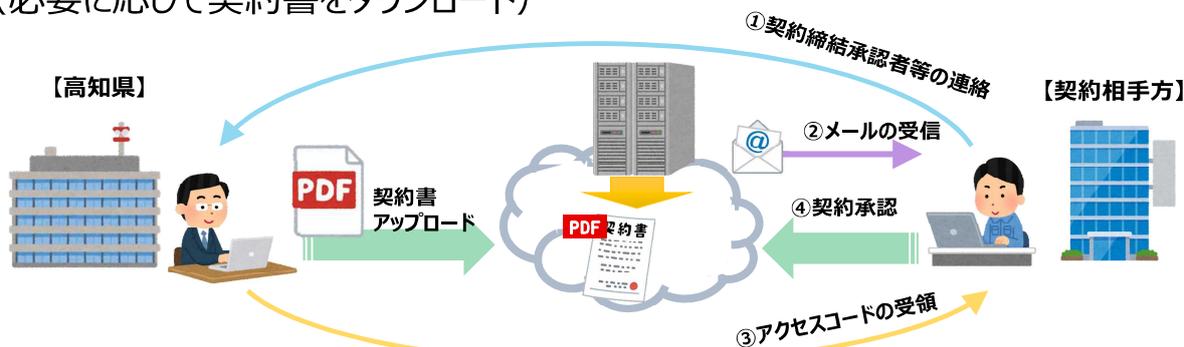
④いつでも契約が可能！

原則、**24時間365日ご利用**いただくことが可能です。
(メンテナンス等により利用停止となる場合があります。)

【電子契約の手続方法】

- ①事前に契約締結承認者等の氏名・メールアドレスを連絡
- ②県から契約締結に関する確認依頼メールを受領
- ③県からシステムのログインに必要なアクセスコードを受領
- ④メールからシステムにログインして、契約内容を確認し、承認ボタンをクリック（契約完了）
(必要に応じて契約書をダウンロード)

非常に簡単です！



【詳しい内容について】

システムの操作方法や手続の詳細については、以下のサイトにてご確認ください。

<URL> <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/112801/2022042000099.html>

システムに関する
問合せ先

高知県総務部デジタル政策課 DX推進室 計画推進担当
〒780-0870 高知市本町4-1-16 7F
TEL 088-823-9896 FAX 088-823-9647
E-mail 112801@ken.pref.kochi.lg.jp

公有不動産の取得(払い下げ等)にも不動産取得税は課税されます

1 不動産取得税とは？

不動産取得税は、登記の有無や、有償・無償を問わず、売買・贈与・交換・新築・増改築などにより不動産(土地又は家屋)の所有権を取得した者に対し、課税される税金です。

税額は、原則として取得した年における固定資産課税台帳に登録された価格(以下「評価額」といいます。)に次の税率を乗じて算出した額となります。

平成20年4月1日から 令和9年3月31日まで	住宅以外の家屋	4%
	土地及び住宅	3%

2 家屋の評価額について

家屋の評価額は、**購入時点の家屋の状態や、取得価格等にかかわらず**、取得された家屋と同一のものを、**その場所に新築するとした場合に必要とされる建築費(再建築価格)**に、家屋の建築後の年数の経過によって生ずる損耗の状況による減価等をあらわした経年減点補正率(※)を乗じて求められます。

公有不動産の場合、払い下げ前は非課税のため評価額が算定されておらず、**取得後に県又は市町村職員が家屋評価額調査を行い、評価額を算定するケースが一般的**です。したがって、公有不動産の取得を検討する時点で、**あらかじめ税額をお示しすることが難しいことをご理解下さるようお願いいたします。**

なお、不動産取得税は登記等をした日以後3か月から1年程度で課税されますが、調査等により遅れることがあります。

※経年減点補正率については、家屋の構造、用途、建築後の経過年数により異なりますが、**最も評価額が低くなる場合でも、再建築価格の2割**となります。(鉄筋コンクリート造・事務所・築65年以上の場合等)

その他詳細については、下記までお問い合わせください。

県税事務所等	電話番号
高知県中央西県税事務所 (不動産評価担当)	088-821-4845
高知県税務課 (不動産取得税担当)	088-823-9308

令和 年 月 日

契約担当者 高知県知事 濱田 省司 様

住 所

氏 名

印

入 札 書

入札の諸条件を承諾の上、次のとおり入札します。

(単位：円)

金 額											
契 約 件 名 又 は 対 象	所在地 高知市横浜西町1402番 6 土地面積 119.27㎡										

備考

- 1 代理入札の場合は、委任者の住所及び氏名を記入し、その下に「代理人」の表示をして、住所及び氏名を記入し、押印してください。
- 2 法人の場合は、住所及び氏名は、所在地、名称及び代表者の職・氏名を記入してください。
- 3 入札金額の数字の頭には、¥を付けてください。
- 4 鉛筆、シャープペンシル、消せるボールペンその他訂正の容易な筆記具により記入しないでください。
- 5 入札金額は訂正することができません。その他の事項の訂正等は、当該箇所に押印してください。

入札保証金提出書

令和 年 月 日

高知県知事 濱田 省司 様

住 所

氏名又は名称
及び代表者名

印

電話番号

下記の金額を入札保証金として提出します。

なお、落札とならなかったとき、その他返還事由が生じた場合には、提出した入札保証金を下記の口座（郵便局は不可）に振り込んでください。

記

1 入札保証金額 ￥ _____

2 保証金返却振込先

金融機関名	銀行(金庫)	支店
預金の種類	普通預金 ・ 当座預金 ・ その他 ()	
口座番号		
口座名義人 氏 名	(フリガナ)	

(注) 振込を依頼した金融機関が発行した領収書の写しを添付してください。

委 任 状

令和 年 月 日

高知県知事 濱田 省司 様

(委任者)

住 所

氏名又は名称
及び代表者名

印

私は、

(住所)

(氏名)

印

(入札書使用印)

を代理人と定め、令和 年 月 日執行の下記、県有財産一般競争入札に関する一切の権限を
委任します。

記

所在地

区 分

数 量

(注) 委任者の印鑑証明書を添付してください。

誓約書

令和 年 月 日

高知県知事 濱田省司 様

住所（法人等の場合は、主たる事務所の所在地）

氏名及び生年月日（法人等の場合は、名称並びに代表者の職、氏名及び生年月日）

※ふりがなを付してください。

Ⓜ (生年月日 年 月 日)

※法人の場合：別紙役員名簿を添付します。

下記事項について、誓約いたします。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴県が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

なお、入札参加資格又は県有地購入申込資格の確認のため、貴県が高知県警察本部に照会することについて承諾します。

記

次のいずれにも該当しません。

- 1 過去2年間、地方自治法施行令第167条の4第2項第1号から第6号までの規定に該当したことがあるもの
- 2 高知県暴力団排除条例（平成22年10月22日条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団
- 3 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
- 4 暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等
- 5 2から4までに掲げるもの以外のものであって、次のいずれかに該当するもの
 - (1) 役員等が暴力団員等に該当するもの
 - (2) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用しているもの
 - (3) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの
 - (4) 役員等が、自己、その属する法人等若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として暴力団又は暴力団員等を利用しているもの
 - (5) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの
 - (6) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの
 - (7) 役員等が、県との契約に関し暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの
 - (8) (1)から(7)までに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの
- 6 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるもの

入札保証金充当申出書

令和 年 月 日

高知県知事 濱田 省司 様

住 所

氏名又は名称
及び代表者名

印

下記の県有財産売り払いの一般競争入札に伴い、令和 年 月 日に高知県に納付した入札保証金、金 円を県有財産売買契約締結時に支払う契約保証金に充当していただくようお願いします。

記

所在地

区 分

数 量

契約保証金充当申出書

令和 年 月 日

高知県知事 濱田 省司 様

住 所

氏名又は名称
及び代表者名

印

下記の県有財産売買契約締結に伴い、令和 年 月 日に高知県に納付した契約保証金、
金 _____ 円を売買代金の一部に充当していただくようお願いします。

記

所在地

区 分

数 量

県有財産受領書

引渡県有財産

所在地	区分	数量 ^{m²}
高知市横浜西町 1402 番 6	土地	119.27
合計		119.27

上記記載の県有財産を受領いたしました。

令和 年 月 日

高知県知事 濱田 省司 様

住所

氏名

印